

第 596 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 5 年 5 月 15 日 (月) 14 時 02 分～15 時 00 分
2. 場 所 滋賀県庁本館 4 A 会議室
3. 出 席 委 員 谷口孝男 佐野高典 光永 靖 浦谷一孝 小川三弘
木村常男 松井弥惣治 松岡正富 横江久吉
4. 事 務 局 職 員 武田事務局長 上垣主任書記 磯田書記 秋永書記
5. 説 明 員 山田課長 西森主席参事 上野参事 三枝課長補佐
上垣主幹 (兼務) 磯田副主幹 (兼務) 秋永主任技師 (兼
務) 酒井水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 谷口孝男 印

署名委員 松井弥惣治 印

署名委員 松岡正富 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 14時02分

武田事務局長 それでは、公聴会に引き続き、第596回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催します。公聴会でも御報告しましたように、ただいま御出席の委員は、9名でございますので、漁業法第145条第1項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、議事の進行につきまして、会長よろしく願いいたします。

谷口会長 それでは、ただ今から第596回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。

本日の議事録署名人は、松井委員、松岡委員にお願いしたいと思います。それでは、諮問事項に入ります。まず、令和5年4月27日に開催された第595回の当委員会で、琵琶湖海区漁場計画の作成について知事から諮問を受けております。

この件について、利害関係者の意見を聴くため、本日、公聴会を開催いたしましたところ、公述人は無く、漁業調整上の支障はないようであります。各委員の御意見をいただく前に、念のため、再度、海区漁場計画案について、水産課から説明をお願いします。

(1) 諮問事項

1) 海区漁場計画(案)について

上垣主幹 資料1について説明

谷口会長 ただ今、水産課から説明のあった漁場計画(案)について、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

(質疑なし)

谷口会長 それでは、ただいま説明のありました琵琶湖海区漁場計画(案)については、異議なしとして答申することといたします。

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

それでは、次に協議事項に入ります。ビワマス引縄釣等にかかる委員会指示における適用除外規定の追加について、事務局から説明をお願いします。

(2) 協議事項

1) ビワマス引縄釣等にかかる委員会指示における適用除外について

磯田書記 資料2について説明

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見、ご質

問等があれば発言願います。

木村委員

ビワマスの遊漁申請はすでに終わっているという認識でよいか。

磯田書記

構いません。今シーズンの遊漁については、去年 11 月に申請を締め切っており、それ以降、追加の承認もしていません。

木村委員

ビワマスの遊漁者が年々増えている。組合員からは、遊漁により刺網の漁具に被害が出ているとの話を聞いており、遊漁者の数をもっと減らせばよいのではという意見も出ている。

磯田書記

遊漁者については、ビワマスの資源量に影響を与えない範囲で承認をすることとしており、今シーズンは 1,900 人としております。実際には、申し込みが 1,900 人に達した日の消印まで申請は有効であるため、今シーズンは約 2,000 人承認しています。

遊漁者が漁業者に与える影響については、被害があった場合に水産課まで報告するようにしていただきたいです。

木村委員

漁業者にはそのように伝えてよいか。

磯田書記

構いません。

木村委員

年々遊漁者が増えていくことも考えられるため、遊漁者にもいくらかお金を払ってもらうことを検討してはどうか。今後、遊漁者を現状以上に増やさないとするなら話は別だが。ビワマスを漁獲している漁業者は組合に賦金を収めているにもかかわらず、遊漁者にはその義務がない。そうすると、組合に入らず、遊漁者として漁をする人も出てくるのではないか。

佐野委員

先日開催された近畿地方の組合長会議で、沿海でも遊漁者が増えてきており、漁業者が魚を獲れないという状況が続いているとの報告があった。そのため、木村委員がおっしゃるように遊漁者からもいくらかお金を取ればよいのではという意見も理解できる。しかしながら、お金を取ってしまうと、遊漁者に一定の権利が発生することになるため、この議論は慎重に進めていくべきだと思う。

谷口会長

仮に遊漁者からお金を取るという話になったときに、価格など詳細を決める必要がある。そのためにも関係者を集めて遊漁についての勉強会のようなものを開催して、理解を深めておく必要があるのではないか。遊漁者側からもお金を取ってほしいという声も聞かれるようだ。ビワマスの価値が上がってくればもっと大きな問題となってくるだろうし、今のうちに予習しておくためにも水産庁なども巻き込んで勉強会を開催しておきべきではないか。

佐野委員

遊漁者が獲ったビワマスは販売できるのか。

山田課長

まず、遊漁者のビワマス販売についてですが、遊漁者は漁獲物を販売してはならないというルールになっており、我々からも厳格に

指導しているところであります。

谷口会長

それは、委員会指示にある持ち帰り5尾以内でも適用されるのか。

山田課長

その通りです。

遊漁の勉強会を、とのご意見について、前回の委員会でもお話しさせていただきましたが、現行の漁業法においては、遊漁者からお金を取ることは義務付けられないことになっています。もし、お金を取るのであれば、協力金として任意に支払ってもらうということになるだろうと考えられます。ビワマスの遊漁については様々な課題があると思いますが、まずは、会長がおっしゃったように、勉強していくことが大事であると考えられるため、県内部でも検討していきたいと思います。

谷口会長

今回の協議案は、遊漁者がビワマスを獲る場合には試験研究機関も例外なく知事の許可を受けなければならないと、そういうことか。

磯田書記

そのとおりです。

谷口会長

それでは、ほかに意見等もないようですので、ただ今説明のありました内容につきましては、原案通り指示を発出することとします。また、委員会指示の文案については事務局に一任することとします。

(3) 報告事項

1) アユ資源の状況について

酒井場長

資料3について説明。

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

木村委員

これからアユの漁獲は増えていくのか。また漁獲量の見通しはどうか。

酒井場長

今シーズンのアユについては、産卵量が前年の7割ほどとなっており、そもそもの資源量が前年よりも少なくなっております。アユが成長したため3月、4月よりは漁獲量が増えていますが、今後どうなっていくかはわかりません。

ただ、来シーズンの産卵親魚が足りないというほど資源が少ないわけではないため、極端に来シーズンの産卵量が不足することはないと考えております。

佐野委員

魚探での調査と近隣のえりでの漁獲が対応していないのはなぜか。

酒井場長

以前より悩ましく思っていることであり、原因ははっきりとわか

っておりません。このような課題をクリアするためにも北湖全域で魚探調査することとしており、それが明日から始まる予定です。結果は皆様にも逐一共有いたします。

小川委員

資料1 ページ目、5月の漁獲量が増えているが、これは1尾当たりのアユのサイズが大きくなっただけで漁獲尾数は増えていないのではないか。

酒井場長

おっしゃる通りです。

谷口会長

以前、漁業者への聞き取りを実施されていたと記憶しているが、今年はやらないのか。

酒井場長

例年通り聞き取りを行っており、資料のアユの漁獲量などについては、湖レコと漁業者への聞き取りの結果から作成しております。

谷口会長

それでは、他にないようでしたら、以上で第596回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。